

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会  
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)  
議事録

1 日時 平成24年6月28日(木) 18時45分～20時24分

2 場所 第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 議事

相談援助部門の機能強化について

提言案について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

松原部会長、柏女副部会長、網野委員、磯谷委員、犬塚委員、今田委員、高田委員  
武藤委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会第6回専門部会における主な御意見

資料3 専門部会(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)  
提言案

資料4 総合力の更なる向上に向けた研修体制の確立

資料5 子供家庭総合センターの概要

資料6 母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援の取組状況  
に関する課題

資料7 地域における虐待防止支援プラン(仮称)の推進(案)

資料8 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成図

資料9 地域支援ネットワークの強化

(児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化の方向)

○西尾家庭支援課長 それでは、定刻を過ぎておりますので、始めさせていただきたいと思  
います。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

初めに委員の出欠状況でございます。本日は中板委員から欠席の御連絡をいただいております。磯谷委員はこれからいらっしゃると存じますが、その他の委員の皆様方には御出席を  
いただいております。定足数に達していることを御報告させていただきます。

お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会第6回専門部会における主な御意見

資料3 専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）  
御提言

資料4 総合力の更なる向上に向けた研修体制の確立

資料5 子供家庭総合センターの概要

資料6 母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援の取組状況に関する課題

資料7 地域における虐待防止支援プラン（仮称）の推進（案）

資料8 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成図

資料9 地域支援ネットワークの強化

（児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化の方向）

お手元でございますでしょうか。

本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されま  
すので、よろしく願いをいたします。

この後の進行は、松原部会長にお願いをしたいと思います。

○松原部会長 お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。早速ですけれども  
「東京都児童福祉審議会第7回専門部会」を開催してまいりたいと思います。

議事に入りますが、前回から本部会で挙げた3つの課題のうちの最後の課題の「相談援助部  
門の機能強化について」の検討を、今日は引き続きやっていきたいと思  
います。それがメイン  
ではあるのですけれども、かなり煮詰まっていきましたので、今度は最初から振り返りなが  
ら、3つの課題全体の検討結果についても振り返り整理をしていきたいと思  
います。

まずは、前回部会のまとめを事務局から簡単をお願いいたします。

○西尾家庭支援課長 それでは、資料2に基づきまして御説明をいたします。

これは相談援助部門の機能強化ということで、松原委員からは年度末時点での児相職員の在  
宅指導件数を経年で追ってみたらどうかという御意見です。

柏女委員から千葉県の場合、児童人口に対して何人という形で人員増を千葉県では計画的に  
立てていっているということで、こうしたことも参考にしてください。

あるいは同じく千葉県では、3年ぐらいで教員の方を児童相談所に配置しているというお話

をいただいております。

業務分担の体制の見直しも大事なのではないかと御意見もいただいております。

更に区市町村の対応力の強化については、子供家庭支援センターの状況把握ということではタイムスタディの辺りもやりながら、実態を把握する必要があるのではないかとことです。

あとは児童相談所の職員が圧倒的に不足しているのではないかと御意見でございます。

親からの不満の多くが、児童相談所の福祉司と連絡が取れないというところにあるということです。それから、虐待というのは非常に困難なケースを扱うということでは、高度な知識と志がないとできない分野ということで、こうした意識の高い人たちをどう採用して、どう育てるかというのはしっかり考えていかなければいけない、数だけの問題ではないという御意見です。

あとは採用の際の児相を希望したら児相に行けるというシステムのお話ですとか、2年目、3年目で辞める方というのは、児相だけではなくて一般企業でも同じなので、一般企業の取組みも取り入れてはどうかという御意見です。

もっと大きなスパンでとらえる必要があるのではないかと。10年後、20年後の方向としてこういうことが必要なのではないかとといった視点での提言も必要なのではないかと等々の御意見をいただいております。

以上でございます。

○松原部会長 補足、あるいは少しまとめの趣旨が違うという御指摘があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、前回課題と検討視点について御意見をいただきました。今日はこの課題を解決するための対応策について論議をしたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○西尾家庭支援課長 資料3をごらんいただければと思います。先ほども触れましたが、資料3につきましては課題3だけではなくて、全体の提言をいただく全体構成をイメージしてつくっております。

まずは、この中で課題3の部分について御説明をし、後ほど全体についても御説明をさせていただきます。

1枚目の第1章の「2 児童相談所の相談体制」ということで、少し課題を載せております。相談件数増ですとかケースの複雑化を触れております。

専門職員の増加が必要であるとか、緊急対応力、虐待対応力の強化等が必要なのですが、福祉司、心理司ともに絶対数が不足している。

経験年数の浅い児童福祉司が多くいる中で、専門性の低下が懸念される。

介入型支援は非常に難しいケースを扱わなければいけない、法的対応等も行わなければいけ

ない、そうした業務を担う人材の確保・育成がなかなかできていない。

インテーク、アセスメント、措置後支援等、段階ごとの対応の充実が必要ということで、今なかなか措置後の支援ができていないという状況もあるということです。

医療保健分野の知見を備えた職員が不足している。これは医療機関、保健機関との連携がますます重要になる中で、こういった職員が必要なのではないかという問題意識です。

警察とのさらなる連携強化が不可欠ということを課題として挙げております。

次のページをおめくりいただいて、提言を第3章で整理しております。

相談援助部門のところにつきましては、右側の真ん中より下のところにまとめております。

「3 相談援助部門（児童相談所、子供家庭支援センター）の機能強化」でございます。

まずは児童相談所について、提言の形で整理をしております。

提言①は「児童福祉司、児童心理司のさらなる増員」ということで、これは子供家庭支援センターとの役割分担。東京都は子供家庭支援センターと車の両輪で虐待対応しておりますが、そうした役割分担も整理しつつ、業務内容ごとに所要時間などを整理し、タイムスタディ等も活用しながらになります。そうしたことを行いながら必要な人員を確保し、計画的に増員することが必要ではないかということです。

被措置児童ですとか里親支援の適切な対応、保護者対応の強化といった視点も盛り込むべきという提言内容でございます。

提言②は「多様な人材の登用」ということで、これはもう既に緊急提言でいただいておりますが、警察OBの配置。

医療保健コーディネーター（保健師）の配置。

警察官OBにつきましては、もう11か所で1人ずつ配置をさせていただいておりますが、保健医療コーディネーターにつきましては、今は3か所配置ということで、これは是非とも児童相談所11か所に1人ずつで拡大をしていきたいと思っております。

もう一つ。前回、柏女委員の教員の方の福祉司の採用というお話もありましたが、教員の方の児童福祉司の任用といったことも考えてはどうかということです。

提言③は「バランスの取れた職員配置と役割分担の整理」ということで、事務局、福祉職、心理職をバランスよく配置する。ただし、福祉職の新規採用は非常に福祉的なマインドを持って、意識の高い職員が期待できることから、この辺のところは段階的に福祉職の新規職員の増員を図ることも重要ではないかということで、※を付けております。

東京都の児童相談所は係長制、チーフ制を取っておりますけれども、そうした係長、チーフ、地域担当福祉司、これは一般の福祉司でございますが、その福祉司の役割の再整理ということ。

その中で分業制の検討ということで、虐待対応専門チーム、家庭支援チーム。家庭支援チームというのは、主に家庭復帰のところを想定した専門チームといったものを検討してはどうか

という視点でございます。

提言④は「総合力の更なる向上に向けた研修体制の確立」ということで、これは資料を用意しております。1枚おめくりいただいて、資料4に絵を描いております。

前回、家庭裁判所の調査官の研修内容をごらんいただきました。これはその研修内容の特徴を児童相談所に生かせないかということで、いろいろ整理をしております。

箱が3つございまして、左のところはO f f – J T（集合研修）でございます。今もO f f – J T（集合研修）をやっておりますけれども、集合型研修を思い切って充実していくことが必要だろうということです。これがケースワーク力、総合力等を充実させる鍵ではないかという考え方でございます。

その体制でございますけれども、東京都は児童相談センターと言っておりますけれども、中央児童相談所の研修機能をここでは強化する必要があるのではないかと。研修担当、人材育成担当、これは今までの経験を生かすという意味での兎相OBの登用を考えながら、体制を固めていく。

それから、前回の御意見でも一般企業の方のやり方とかも参考にしてはということで、民間の方、外部講師の方の活用をもっと積極的に行ってはどうかという視点でございます。

下の箱のところは、具体的にどういことをやるかということです。

少人数での事例演習を充実していくこと。

プロセスレコード（面接技法）、これはビデオなどを使って面接で自分が言ったこと等を含めて徹底的に分析してスキルアップしていくという技法でございますが、こんなことの導入。

行政職としては、これはベースになる知識ですけれども、法解釈、公文書の作成の辺りも当然必要。

マネージメントスキルということで、これは主に児童福祉司はプレゼンテーションですとか進行管理等をしっかりとやらなければいけないという面がございますので、まさにこの辺のところも外部講師さんの活用を積極的に行いながらやれたらどうかということです。

メンタル管理、モチベーション管理ということで、これは例えばでございますけれども、EQという感情を物指しとした自分の振り返り、それから、例えば自己の成育暦なんかも振り返りながら、自分を分析しながらこのケースワークをやっていくといったことも必要なのではないかとこの視点でございます。

児童相談所そのものの研修だけではなくて、集合研修としては地域支援の視点も重要だろうということで、演習型の合同研修も載せております。子供家庭支援センター、保健所等との合同の研修でございます。事例検討ですとかロールプレイング（模擬関係者会議）なんかも導入してはどうかという視点でございます。

真ん中の箱は実務修習ということで、実務を通じて職務を身に付けていくというところで、

児童福祉司、児童心理司のインターン期間の導入ということをうたっております。

OJTは教える側と教えられる側が実務を通じて行っていくことになりますが、今の児童相談所は本当に余裕がございませんで、これをインターン期間の導入ということで、ある程度間合いを取って、ケースを持たない期間を持って、しっかりとOJTをやるという考え方でございます。

更に人材育成担当ということで、教える側の充実ということも必要だろうということで、これも児童相談所のOB等の導入ができればどうかという視点でございます。

家庭訪問、面接、関係者会議等々の各場面においてOJTを実施ということです。

地域支援につきましては、これは今も行われておりますが、チーフが子供家庭支援センターさんに定期的に訪問に行かせていただいて、会議等で助言を行っております。これは好評をいただいておりますので、引き続き行っていきたいと思います。

児童相談所への長期派遣、例えば1年間を単位としての長期派遣につきましては、これも是非とも続けていきたく思っております。これもOJTの一環、地域支援の一環ということで載せております。

一番右のところは派遣研修ということで、これはどれぐらい出せるかわかりませんが、家庭裁判所ですとか研究機関等へ、こういった専門性を更にアップするため、例えば中堅職員をこういった機関で勉強させてはどうかという考え方でございます。

戻りまして、以上が提言④の内容になっております。

提言④の一番下のところに「子供家庭総合センターによる連携」ということで、児童相談センター、教育センター、少年センター等との合同研修というのを載せております。

また行ったり来たりで恐縮ですが、資料5をごらんいただいて、東京都では子供家庭総合センターというのを今、建設中でございます。

この中身というのが右の上の箱にありますけれども、東京都の教育相談センターと、今、富山にあります児童相談センターと新宿の少年センターが1つの建物の中で活動していこうということで、組織的に一緒になるということではないのですが、1つの建物の中で一緒にそれぞれ活動していくということで、これを契機に3部門の連携を強化していこうということを考えています。

電話相談等では総合相談体制の構築なんかも考えております。これは教育部門と少年・警察部門の連携強化という意味では非常に重要な機会というか、取組みの契機になると考えておまして、是非とも合同研修等を実現したいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、提言④と提言⑤です。

あと「(2) 子供家庭支援センター」も長期派遣のところですか、チーフの定期的な訪問にも触れております。

以上、長くなりましたが、課題3につきましての提言の整理をしてみました。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

資料3は全体をカバーしておりますが、前回の議論の続きということで、第3章の「3 相談援助部門の機能強化」の説明をいただきましたので、まずはこの議論をして、それから全体の論議にも今日は及んでいきたいと思えます。

相談部門の機能強化というところで御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

柏女副部会長、どうぞ。

○柏女副部会長 1点だけ、ちょっと伺いたいのですけれども、資料5の子供家庭総合センターというのは、以前児童福祉審議会で社会的擁護とか児相の相談体制分野でこれに似たようなものを提言した記憶があるのですけれども、それとは違うんですか。

○西尾家庭支援課長 子供家庭総合センターはこの3機関が同じ建物に入るというものなんですけれども、3年前のときは新たな治療的ケア施設ということで、教育部門と生活部門と医療の3部門を一緒にした新たな施設が必要だという御提言はいただいております、これとは全く別のものでございます。

○柏女副部会長 別のものでしょうか。わかりました。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

資料4で一番下に、流れでOJTから始まってOff-JT、OJTになっていて、上の箱が一番左がOff-JTで始まるのですけれども、これは何か資料をつくり込んでいる間にずれましたか。

○西尾家庭支援課長 単純にずれたところでございまして、この下の箱ではOJTをやってからOff-JTをやって、またOJTのサンドイッチなんですけれども、これは考え方なのですが、もしかしたらOff-JTをやってからOJTをやるという考え方もあろうかと思えますが、いずれにしろこのサンドイッチでOJT、Off-JTを効果的に組み合わせながらという考え方でございます。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、また後で全体を見渡しますので、そのときに前後との関係で御意見をいただいても構わないので、現時点ではおおよそそのような骨子ということでよろしいですか。

今田委員、どうぞ。

○今田委員 済みません。資料4の方なんですけれども、1つは実習・研修体制の確立で、非常にすばらしいシステムだろうとは思いますが、ひとつ児童擁護の現場からの感じとしては、どうしても現場を御存じない方が結構いらっしゃって、それに違和感を覚えることがたびたびあるんです。この実習の場に是非現場を入れていただきたいというのが現場からの率直な感想

なのですが、いかがでございましょうか。

○松原部会長 大切な御提言だと思います。是非お考えいただきたいと思います。

○今田委員 それともう一点です。

子供家庭総合センターにも触れてよろしいのですか。後の方がよろしいですか。

○松原部会長 いえ、ここで結構です。

○今田委員 これは1枚ぺらになっていますが、いろいろ拝見しますと、どうもこの子供家庭総合センターの子供というのに乳児が入っていないような印象を受けるんです。

と申しますのは、児童擁護のことについてはかなり細かく触れてあるかと思えますけれども、乳児に関しては虐待を含めて余り触れていないように思うのですが、これは私の勉強不足かもしれないかもしれませんが、ちょっと教えていただければと思います。

○西尾家庭支援課長 これは児童相談センターが入っておりますので、児童相談センターがとにかく0～18歳未満のところはしっかりと児童相談の中核ですので、そこは担っていくというところで、それに更に教育相談センターと少年センターというところが、これは地理的などところで今は別々のところがありますが、合築ということで連携をしていこうということで、基本的には児童相談センターがこれまでの機能を当然発揮していくということで、そこで乳児・乳幼児もしっかりととらえていくという考え方でございます。

○今田委員 わかりました。

○松原部会長 ありがとうございます。

今日、ここに来る前に横浜市の児福審に出ておりました。たまたま今年児相に移った私の教え子と歩いていたら、やはり実習ということで施設実習があるみたいです。1日だけだということでしたけれども、移ってきてからあったという話でした。是非、今田委員の御発言を参考にさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがですか。

○柏女副部会長 資料4なのですが、研修体制の強化ということはずごく大事なことだと思うのですが、児童相談所本体がこの研修を担当してどこまでやれるのかというのが率直な疑問で、研修センターとかがありますね。東京都の社会福祉研修センターとか、ああしたところに研修の企画についての委嘱をして、それでこのOJTのところは児相が、うちらが当然やることになるわけですが、それを何かうまく連携させる方法はないんですかね。

現場だとどうしてもやっているうちに、研修を企画していたらそこでケースが入ってきてやれなくなってしまうという話で、今まで全国的にもちょこちょこ研修をやっているところはありますけれども、この組織的な研修をやっていくだけの体制が中央児相で取れるのかどうかというのは、ちょっと不安なんです。

○西尾家庭支援課長 まさに片手間のできるような話ではとてもございませんで、そのために

もこの図にも、中央児童相談所の研修機能強化の下のところ、研修担当、人材育成担当ということで、これはチームを1つつくるような形で、今、専門課長がここに2人おりますけれども、専門課長が都の全体の研修とか育成を担っている形になるのですが、この専門課長さんたちをヘッドにして、私どもの構想としては、その下に研修担当、人材育成担当をそれなりの人数を配置して、例えば演習型の研修をやるのだったらその企画をじっくりとそこでやらせていただいて、中央児童相談所に集めてしっかりとやらしてもらおうといったことを考えておまして、OBを活用というところも、それなりに研修に特化したノウハウの活用ということを想定しております。

そういうことで、人材配置というのは不可欠だと思っております。

○柏女副部長 ということは今、つくっている子供家庭総合センターの方に、そういう演習や演習教材とかを置いたり、いろいろやれる部屋も確保しているということになるんですか。

○西尾家庭支援課長 私どもは家庭裁判所の研修所の方におじゃまして施設を見ておりましたが、あそこはすごい充実をしております。あそこまでのものはとてもかなわないのですが、今の児童相談所の手狭な状況よりは、そういった会議室の活用ができるものと考えております。その辺は工夫しながらやっていきたいと思っております。

○松原部長 ありがとうございます。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 研修体制の確立のところなんですけれども、ここが一番左下のところにメンタル管理とモチベーション管理というのがあります。これは研修の中でメンタルな部分とモチベーションの管理を入れるというのはいいんですけれども、メンタルヘルスケアについては、この研修体制とは別にしっかり確立していかないといけないのではないかなと思うんです。

今、企業なんかでもメンタルヘルスというのは予算立てをしながらやっている、やらなければいけないという状況なんです。特に虐待を受けている子供や親御さんに対応していると、メンタルの部分で相当対策を打たないといけないのではないかな。そこのところがちょっと弱いような気がしますので、内部的にもっとこういうことが必要だということを、現場の福祉司さんなんかからもヒアリングをして、それに対するこういう研修というのではなくて、メンタルヘルス対策というのをもっと強化するべきなのではないかなと思います。意見です。

○西尾家庭支援課長 ちょっとお聞きしたいのですけれども、施設の職員さんもたしか前回の3年前のときにも、なかなか人材の育成のところ、苦慮していらっしゃるということで、このメンタルヘルスのところも大切なところだと思うんです。

今、先生のところで実践していらっしゃるメンタルヘルスは何かございますでしょうか。

○武藤委員 うちの場合は大学の方とタイアップしながら、大学の先生に来てもらって、バーンアウト指数だとかそういうのも全部計るんです。もうちょっと危ないというのが何人すると

か、ちょっと疲れ気味なのは何人いるとか、最終的にはそれで個人面談をして、もう少しこういう働き方だとか、こういうことが必要なのではないかということで、個別にメンタルヘルスの面談みたいなことをやったりします。

そんな取組みを今、しているところです。30～40万ぐらいしか予算をかけていないのですけれども、そんなことでやっています。

○西尾家庭支援課長 ありがとうございます。

○松原部会長 高田委員、ここは何かありますか。

○高田委員 メンタルヘルス対策で一般の企業なんかは、今、従業員が50人以上の場合は内部または外部に産業カウンセラーを置かなければいけないみたいなことが義務付けられたりとかして、割と皆さん積極的にやられているのですけれども、そのほか福利厚生の一環で外部の会社と定型をして、定期的にそういった何百項目のチェック項目のテストをして、今はちょっと危ない、精神的によくないかもしれないとか、例えばうつ病とかで休職したときに、復帰するときにもまたテストを受けたりして、職場に戻っても大丈夫とかか数値を計ったりとか、そういうことをされているところも結構多いかと思います。

○松原部会長 都全体としては職員対策がされていると思うのですけれども、児童相談所バージョンというのが恐らく仕事柄必要なのではないかと思います。

ほかにはよろしいですか。

全体の検討に入っていきたいと思いますが、説明をしていただいて、また皆さんから御意見をいただきたいと思います。その場合に3章の3の部分にまた戻っていただいても結構かと思っています。

それでは、お願いします。

○西尾家庭支援課長 資料3に基づきまして御説明をいたします。

第1章、第2章、第3章ということで、第1章は「児童虐待をめぐる状況と今日的課題」ということで、これは1と2に分けておりました、2のところは先ほど御説明をいたしました。地域と児童相談所ということで、ここでは分けております。ただ、第3章につきましては、今まで議論していただいた枠組みの大きな課題の3つをとらえております。

この辺のところはこれから報告書で文章化していきますが、いろいろ項目の中で追加等をしていながらふくらませていきたいと思っております。

第1章の(1)に簡単に触れますと「子育て家庭を取り巻く環境の変化」ということで、核家族化、地域の変容等々に触れております。

育児不安群、ハイリスク家庭は未然防止のところをとらえておりますけれども、そのアプローチをどうするのか。

(2) 地域の関係機関の取組と課題ということでは、要支援家庭の早期発見支援事業という

母子保健を通じた支援が重要です。今もやっておりますが、この促進というのが不可欠です。

あとはCAPS院内の虐待対策委員会の立ち上げの支援ですとか、その他保健機関・医療機関との連携が必要という視点でございます。

(3)は区市町村、具体的には子供家庭支援センターの支援体制ということで、今も先駆型の子供家庭支援センターをやっておりますが、虐待対策コーディネーターも東京都として配置し、充実をしているところでございますが、一方では、まだまだ地域ごとに体制やサービスのばらつきがあるという問題があります。

児童相談所と子供家庭支援センターの間の見立ての違い、方針の不一致ということが現実的に実務の中でございます。東京ルールの運用にも影響してくるところでございます。

(4)子供を守る地域ネットワーク、要対協のことでございますけれども、その中で特定妊婦ですとか要支援児童への適切な支援は当然のことでございますが、要保護児童への適切な保護ですとか、これまで児童相談所は地域支援班による要対協の立ち上げ等をしてきましたけれども、この実務者会議、進行管理会議、個別ケース会議の開催についても若干ばらつきがあるので、この辺は引き続き運営支援をしていくということです。

情報の抱え込みなど、ネットワーク間での情報共有化が不徹底というのは、しばしば虐待の死亡事例等検証部会で指摘を受けているところでございます。

こういった背景を踏まえながら、具体的に提言をしていただくという整理でございます。

第3章で御説明をいたしますけれども、1つ目が地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進でございます。

提言①につきましては、母子保健サービスを通じての発見と必要な支援ということで、1つは母子保健情報の一覧の作成をしております。ここに「新規」ということで付けておりますけれども、この新規という意味は今年から始めているもの、あるいは来年度以降始めようというものに「新規」という印を付けております。

母子保健情報の一覧につきましては、再掲で資料6に付けておりますけれども、区市町村から情報を集めて、例えば母子健康手帳の交付時の家庭の把握のためのスクリーニングをどうやっているのかということをもとめさせていただきながら、これをまた区市町村に返して、全体としての底上げを図らせていただければと思っております。これが1つです。

先進事例は中野区さんにヒアリングで来ていただきましたが、こういった熱心に取り組んでいる事例等々を研修や担当者連絡会で紹介をする。

要支援家庭の早期発見・支援事業というのは今やっておりますので、これを更に推進していくということです。

提言②は「地域における子育て不安群への支援体制の充実」ということで、これもいろいろ港区さんに来ていただいたり、清瀬市さんに来ていただいたりして、NPOを活用しながらの

いろいろな子育て支援によって、虐待の未然防止を図っていただいているといったお話をお聞きしました。こうした取組みについては、東京都として包括補助制度で支援をしておりますが、引き続き支援をしてまいりたいと思います。

提言③は「在宅の要支援家庭へのライフステージに応じたきめ細かな支援の充実」ということで、これにつきましては区市町村が要支援家庭を支援するための、これは仮称でございますが「虐待防止支援プラン」という支援プランの推進をしてはどうかということで、これも資料7に再掲させていただいております。

支援を要する御家庭、親御さんに対してアセスメントのプランニングの手法をつくって、それを的確に提供する。そんな仕掛けができたかどうかという御提言でございます。

戻りまして、区市町村と民間による多様な支援体制の促進ということで、これは前回、世田谷区の学生ボランティア派遣等の紹介をさせていただきましたが、こういった取組みですとか、あとは児童相談所と子供の虐待防止センターさんとの連携の中で、こういった支援の充実が図れないかという視点でございます。

提言④は「ひとり親家庭への支援と女性福祉施策の強化による未然防止策の充実」でございますけれども、これは1つに、母子生活支援施設が要対協に参加できるように都としても働きかけるということで、これは1つしか載せてございませんが、今まで御議論いただいたところは当然盛り込んでいくことになっておりますが、とりあえずこれは例題として1つ載せております。

提言⑤は「児童虐待防止の普及啓発の強化」ということで、今、オレンジリボンキャンペーンをやっておりますが、これを更に推進していく。

あとは地域の関係機関、これは一般の方々も含めてだと思っておりますが、虐待防止に対して主体的に取り組む気運の醸成ということで、孤立した御家庭を孤立したままにさせない何らかの気運の醸成といったものも必要なのではないかという視点でございます。

2ページは、ネットワークの強化でございます。

1番目としては「隙間のないネットワークの構築」ということで、これはもう今も各自治体でやっておりますけれども、個別ケース検討会議の適時適切な開催。

アセスメント評価は児童相談所と子供家庭支援センター、その他関係機関ですが、アセスメント評価の共有化ですとか、実効性のある進行管理会議、これは今もやっておりますが、引き続き徹底するということです。

テーマ別の実務者会議の促進ということで、これは多摩市さんにおいでいただきまして、実際にお話を伺いました。特定妊婦チーム、就学前後の連携チーム等を多摩市さんでは立ち上げておりまして、これは資料8でも再掲させていただいております。振り返っていただければと思います。

提言②は、主担当機関、要は子供家庭支援センターと児童相談所のことですが、協働体制の強化ということで、これは東京ルールの適切な運用のための相談対応のガイドラインを策定してはどうかということです。つくるときに、東京都と区市町村が一緒になってつくるプロセスが重要だという御意見でございました。

その下のところは今もやっておりますが、児童相談所のチーフが子供家庭支援センターにおじゃまをして、いろいろ御助言をさせていただくというところでございます。これを引き続きやっていきたいというところ です。

提言③は「医療、保健、教育機関との連携強化」ということで、先ほども触れましたがCAPSの立ち上げ、医療従事者向けの研修等もやっております、そうした研修の充実を引き続きやっていくというところ です。

あとは精神疾患を抱えた親御さんの主治医さんとの連携強化を例示として載せておりますが、死亡事例等検証部会の中でも、精神疾患を持った親御さんの関係者会議については、是非主治医さんを巻き込んだ援助を考えていくべきという御指摘をいただいておりますので、載せております。

あとは医療連携専門員、保健師さんの設置については緊急提言をいただいておりますので、これは更に拡大していきたい。

教育部門と福祉部門の橋渡し役の充実ということで、先ほども触れましたけれども、教員の方の児童福祉司の任用も考えてはどうかということです。

スクールソーシャルワーカーがひとつ福祉部門と教育部門の橋渡し役として期待できるのではないかとということで、この設置促進をしていくこと。

子供家庭総合センターは、せっかく児童相談センター、都教育センターが一緒のところに入るということで、この連携強化を図っていくという視点でございます。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

それで先ほど説明していただいた、その後の3の相談援助部門の機能強化というのがあることになって、全体として今回のこの部会の報告書の骨子が出てまいりました。何か抜けているところとか、ここをもっと重みを付けたいとか、そういう御議論をいただいて、今日の議論を経て、少し文書作成に入っていくというスケジュールでやりたいと思いますので、多様な御意見をいただきたいと思います。

私の方から忘れないうちに1つ。

3章の1のところ、早期発見のところに入ると思うんですけども、3章の3でも医療と書かれているのですが、学校保健です。学校医あるいは学校歯科医は発見では非常に大きな役割を果たしていただけるという期待があると思いますので、そこでの連携強化。具体的な施策

として、1つは研修、広報等もあるのかもしれませんが、ひとつ提言の柱としてもいいかと考えております。

このような形で少し足していただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

網野委員、どうぞ。

○網野委員 全体的に医療とか保健、教育、警察の分野との連携、関連性、あるいは実際にそういう分野の職員も関わるという点で非常に重層的に、できるだけ目こぼしがなく対応できるという部分では非常にいい提言が期待されると思うのですが、特に相談援助体制の中で、措置の機能と臨床の機能を併せ持つという児童相談所の特色がある中で、とりわけ児童福祉司のような仕事の人が措置の機能の中で保護者と関わるときに、何よりも子供の最善の利益ということで、親の気持ち、親権者の思いを越えて関わらなくてはいけない、対立せざるを得ないということが出てきますね。

そのこの辺りの対応は全国的にもいろいろな児童相談所で試みていたと思うのですが、特に司法との関連で、もう少し具体的に深められる部分がないでしょうか。特に、例えば 28 条の関係もそうですし、親権一時停止もそうですし、まして親権喪失も含めて、あくまでも保護者の支援、例えば仮に虐待のようなものが見られるかもしれないといっても、加害者というだけで受け止めないで保護者を支援するという視点は常に大事だと思うのですが、そのような中で児童相談職員が結構いろいろ葛藤を持ちますね。その中では、例えば大阪とかでは、弁護士とかそういう司法の分野とも一緒に取り組むという体制があるかと思えます。

とりわけ措置の機能的な部分で、ときには児童相談、例えば児童福祉司、児童心理司が、わかりやすい表現で言えば、あくまでも保護者の味方ですよと—ただ、いよいよとなったとき、対立せざるを得ないときにはもう一つのクッションといいますか、別に弁護士さんに悪者になっていただく、敵になっていただくわけではないですけども、やはりこのケースはもうちょっと親に強く当たった方がいいとかという介入型支援をもう一つ検討して深めていただけないでしょうか。ただ、弁護士のような方が囑託職員とかは難しいと思うのですが、何かそういうシステムの中で検討できないかということを御相談します。

○西尾家庭支援課長 その点について現状だけ御報告いたしますと、弁護士さんには非常勤という形で児童相談所に入らせていただいております。ただ、とてもお忙しいので、毎日来ていただくとか、そういったところまではしていないのですが、非常勤弁護士さん、それ以外にも協力弁護士さんという形で、定期的に月に1回、月に2回という形で入っていただき、スーパーバイザーの形で貴重な御助言をいただいているという実情はございます。

実際にケースワークをしていただくというところまではなかなかいっておりませんが、28条の申立て等のときに、弁護士の先生方に弁護人というか代理人になっていただくなどの御活躍をいただいております。

○松原部会長 磯谷委員、どうぞ。

○磯谷委員 御説明もありましたけれども、一応今の体制としては各児童相談所に1名ずつ非常勤弁護士を配置するとともに、協力弁護士制度というのがもう一つございまして、使い方はいろいろあり得るのでしょうけれども、現状では各児童相談所にサブのような形で1名もしくは2名ぐらい配置をして、実際に法的な部分のバックアップをしているということが現状です。

ただ、今の説明にもありましたが、実際に親とケースワークとして対峙するというのは、そもそもそれは法的にも可能なかどうかということもありますのと、必ずしも弁護士の方もそれに長けているかどうかということもありますので、私も特に初期のころは実際に親とやりとりをしたということもありましたが、最近は正直少ないところだと思います。

ただ、今、網野先生がおっしゃったところというのはとても重要で、弁護士がやっていくの  
がいいのかどうかはともかくとして、やはりしっかり対峙する人と、その先の更にまたケースワークと申しますか、本当にケースワークはそのまま並行して続いていくものでもあるわけですから、それを担うのが、役割分担がどうなのかということころは重要なポイントなんだろうと思っています。

正直なところ、私自身はいろいろどうも御意見があるように伺っていて、何が一番いいのかということは、いま一つまだ決めかねているような部分があります。

○網野委員 今、御説明を受けて、東京都としても進めているかと思うのですが、確かに行政と司法のお互いの独立性とか、非常に難しい面も含めてあるかと思うのですが、これだけいろいろな分野で書き込んでいる中で、やはり司法的な対応ということは是非、しかもその中で、特に具体的にこれが大事だというのは踏み込んで記述した方がよろしいかと思います。

○西尾家庭支援課長 1つ、これは資料4のところ、派遣研修で家庭裁判所に派遣できたらいいということで書いてあるのですが、これは家庭裁判所と全然調整がとれているわけではございません。もし実際に家庭裁判所さんとかこういった人的な交流等ができるということも、司法の分野との連携強化ということころでは非常に重要になってくるのかということ、この辺はトライをしてみたいと思っております。

そういった面も含めて、司法部門との連携というのは本当に考えていかなければいけないと思っております。

○磯谷委員 関連してよろしいですか。

この提言についてですけれども、全体的には私は余り異論はなく、本当にどれも重要なことだとは思っています。

ただ、連携強化というのはいつも必ず言われるのですが、連携強化とは言われながらも、現実問題として本当に連携ができるのかということころです。何が引っかかっているのかとか、あるいは何か更に仕掛けが必要なのかどうかとか。特に法的な、あるいは制度的なものも

含めてですが、そこの辺りが、こういうふうに連携強化と打ち出せばそれで大丈夫なのかというところは正直不安です。

例えば司法についてですけれども、お話ししたかもしれませんが、ここで警察と実際の具体的なケースについて、もう関わっているケースについては結構連携ができているのだと思いますが、例えば子供の関係で保護司さんとか、要するにそういう共生関係の方と情報を共有するというのが、あれは国の方の制度に回ってきますので、なかなか難しい部分があると思っています。

連携というだけではなくて何か、例えば国レベルのものであれば、東京都だけでできなければ、更に上の方のレベルでそれはしっかり話をつけてもらうとかということも必要になってくるかもしれませんし、前にどなたからお話が出ていたのか、中板さんだったかもしれませんが、母子保健の辺りでも要対協で情報を共有するのが引っかかっているようなお話がたしか出ていたと思うのですが、それも単なる誤解であれば誤解で結構なんですけれども、やはり何か本当に引っかかっているのであればそこを解決する必要があるのではないかと、更には一番初めのときに申し上げたと思うのですが、児童相談所が今、情報収集することについて、とにかく関係機関は情報を出すことができるということにはなっているのですけれども、協力しなければいけないという枠組みにはなっていないですね。それを理想は法律レベルでやるべきだと思っているのですけれども、例えば東京都の条例みたいな形で、そういうことも一番初めに申し上げたと思うんです。

そういうことで、いろいろなところが絡んではくるのですが、枠組みと申しますか、その辺りをもうちょっと中身が、実効性があるような方法を見ていくといいのではないかと思います。

○松原部会長 これは網野委員長も具体的にという御発言があつて、磯谷委員も連携の中身が大切だとおっしゃって、すごく大切なところで、報告書で連携と書くとすごくきれいなんですけれども、書いた後に何も起きていないということですね。

例えば先ほど出たように、要対協の個別検討会議に主治医が参加するとか、実現できれば家庭裁判所に職員研修を行うとか、具体策が盛り込まれて、それが実現可能であるようなレベルのところまでのものが入ってこない、ここに掲げた連携にならないのではないかと御指摘だと思いますので、その辺りは報告書を書く段階で、現実レベルでできること、今後国も含めて働きかけなければいけないところを少し書き分けていって、なおかつ連携を具体的に担保できるところが書き込めるというのが大切かと思いました。

○西尾家庭支援課長 その辺のところは本当におっしゃるとおりで、一番意識しているのが児童相談所と子供家庭支援センターの連携のところ、その実効性を担保する1つとして、この演習型合同研修と、児童相談所に長期に来ていただくですとか、合同の研修ということで顔と顔の見える関係をつくっていくこと。これは保健所さん等もそうなんです。

もう一つは、人事交流で実際に交流をする中で連携を強化していくこと。あとは、これも派遣のところですけども、家庭裁判所に我々が行くとか、そういったところです。

更にもう一つは、先ほど共有のガイドラインがありましたけれども、ガイドラインのところで作るプロセスもそうですし、これを本当に実効性のあるルール化をつくって、それで今後の本当の具体的な連携をしていく。そういったところを合わせ技でやっていくことが重要かと思えます。

それに加えて、今、国レベルの仕掛けが必要ならばというところで、この辺も重要なところですし、そこのところは整理していきたいと思っております。

○柏女副部長 今のことに関連してなんですけれども、私も以前申し上げたし、今、磯谷委員からも出ていたのですが、これは条例をつくるということを提言の中に盛り込むことはできないのでしょうか。

つまり、発見・通告についての責務、都民の方の責務とかは当然にしても、あとは安全確認に対して協力をする責務とか、そうした一般市民の方々あるいは事業主や民間団体等について御協力をいただくためには、やはりどうしても条例という形でないと無理だと思うんです。具体策は勿論、いろいろその中に入れていくということは大事だと思うんですけども、あと関係機関の協力などにしても、実効性を持たせていくためにはそれらのことが必要だと思うんです。

そうすると、ここに書いてあることを実現することは、私は全く異論はないんですけども、それを更に枠組みを担保する意味で条例をつくっていくということが大事なのではないかと思うのですが、それを盛り込むことが可能ならば、私はその方がいいのではないかと思います。

○西尾家庭支援課長 これから文章化する中で、具体的に条例というところをどうやって盛り込めるかはお示しをさせていただきたいと思えます。

○松原部長 それでは、ほかの部分でも結構です。

今田委員、お願いします。

○今田委員 3章のところにございますけれども、東京ルールです。我々の施設としては措置中はともかくとしまして、退所後フォローアップの時期になりますと、やはり子家センが濃厚に関与してくるということは当然必要ですし、事実そうなんです、最近も経験したのですが、著しい不一致が児相との間であって、とても施設としてはどうなのか、どういう方針なのかも見えてこないというケースが結構あるんです。しかも、それで重大な結果が出てくることもありますので、だれがコーディネートして、きちんとした形へ持っていくのかという責任といたしますか、当然児相側にあるんだろうとは思いますが、そこがうまくなされていないということが1つあります。

是非このところは、せつかく東京ルールは非常に優れたものだと思いますので、そのと

ころの実効性を更に担保するためにも、そういったことが必要ではないかと考えております。

もう一点ですが、私がここにいるのは、何もこの立場で来ていることではないことは十分承知の上で申し上げるのですが、実はCAPSの責任者もしているのですけれども、CAPSから、あるいはCAPSを開かないまでも、児相あるいは子家センへの連絡というのは実は多々ありまして、それはそれで我々としてもデューティを果たしているというつもりではいるのですけれども、実は医療機関からの通告に対しての特段の配慮ということなのかわかりませんが、とにかくCAPSを開く前に、実際は相談と通告の間みたいな形のものが実はいっぱいあるんです。意味はおわかりでしょうか。通告にはなじまないのかもしれないけれども、でも気になるので相談をしたいといったケースがむしろ多いんです。そういった場合に、相談を主体に持ちかけますと、児相にしろ、これはとにかくCAPSを開いて通告してくれという判で押したような返事がくるんです。子家センの場合は児相に行ってくれと。医療機関からの相談というのは子家センでは手に負えないということなのかもしれませんけれども、そういう相談があります。

もう一つは、そこでなかなか医療機関の方でそれ以上進んでいかない。通告すると結局、患者ですから、そことの関係が非常にまずくなってしまって、それ以後の連携が非常にできにくくなるんです。そこを我々は一番心配してコンサルトしているのですけれども、そこのところはなかなかうまくいっていないということが1つあります。

もう一つは、通告は通告でよろしいんですが、その後どうなったかというのは医療機関に一切フィードバックがないんです。これでは恐らく、だんだん医療機関としても二の足を踏んでくるのではないかと。

私が医療機関の現場で見ていると非常にグレーゾーンというか、そういうのが多々あってすごく迷うんです。CAPSを開いても結論が出ない。そういった場合に相談しようということになるんですが、そういう医療・保健コーディネーターが少ないということと非常にパラレルな関係にはあるんだろうと思うのですが、そこところが非常に悩んでいるんです。

現場と乳児院という立場と両方見ているので、よく見えてくるのですけれども、見えてくるがゆえに、そこところが何かうまくいかないかという気が常にしております。

この間のデータもいただいた中で、CAPSからの相談というのはすごく増えていて、しかもCAPSを開いている医療機関から圧倒的に多い通告ないしコンサルトがあるということは非常に健全だと思いますので、これを伸ばしていくためには医療機関の何が通告する上で問題なのか、あるいは通告した後何が大変だったのかということのを是非、アンケートなり何なりで調査して、より医療機関から通告がやりやすいような形を整えていただきたいというのがひとつ実感なんです。

ここにいる立場とちょっと違う形での発言になりますけれども、お許しいただければと思っ

て発言しました。

○西尾家庭支援課長 ありがとうございます。

子供家庭支援センター、児童相談所の方針のところ、家庭復帰のところでの不一致のお話がありましたけれども、例えばそういったものも今度つくっていこうとするガイドラインのところ、今も家庭復帰後半年は児童相談所が関わるとかルールはありますけれども、それをもっと実効性のあるものにするにはどうしたらいいかということは、ガイドライン作成のところを考えていきたいと思えます。

それから、CAPS関係のところ、いろいろお話がありましたけれども、このアンケート調査等のところも考えていきたいと思っておりますし、これは昨年度からですが、CAPSを立ち上げた後であってもいろいろ悩みがあったりということでお話を聞いておりますので、CAPSを立ち上げた病院さんの連絡会というのは開催をさせていただき予定でございますので、ここの中でまた声を吸い上げていきたいと思っております。

・あと、医療機関とのところでは専門課長にもお話をいただければと思えます。

○上川児童福祉相談専門課長 医療機関からの通告ということで、最近また23年度はかなり増えていると聞いておりますけれども、基本的に児童福祉法というか、児童虐待防止法等では通告をしていただくという機関等の中に、医師とか看護師さんというところが入ってございまして、児相の方も患者さんと病院との関係性というのは配慮しないわけではないのですが、ただ、その状況の中で、例えばいろいろ死亡事例検証等で言われていることが、医療機関から来る相談というのは非常に重いケースで、速やかに対応しなければいけないということもございまして、とりあえず医療機関から電話があると、先ほど今田委員の方は判で押したようにとおっしゃいましたけれども、まず疑いでもいいから通告という形をしていただければ、児童相談所の方は速やかに介入ができるという形でお返すことが、今田先生と申しますか、そちらの方としては、ちょっと配慮が足りないのではないかとお思いになるのかと思っております。

ただ、現実的には児童虐待防止法の7条等では、児童相談所の方は通告元を決して言わないとかいうことと、もう一つは虐待の疑いでも対応していくという姿勢で臨んでいるというところでもございまして、なかなかそのところがトラブルになることも多々あるかもしれないのですけれども、こちらの方の事情というのはそういうところでもございます。

○今田委員 医療機関から増えてきてというのは、我々の実感として今、乳児院でお預かりしている中で、いわゆるシェイクンベイビーがたくさんいまして、うちで10名お預かりしているんです。その重症度を以前と比べてみますと、明らかに軽症化しています。

例えば10年ごとに追っかけていきますと、昔はかなり重症な、ハンディキャップの物すごい形でしか我々のところに来なかったのですが、最近はキャッチアップするんです。治るんです。そのレベルで来ているということは、明らかに医療機関が早期にそういう義務を果たして

いる結果だと思って、それはすごく我々としてもうれしい結果なんです。

ただ、先ほどの話なのですが、蒸し返すようで恐縮なんですけれども、お電話すると結局病院から通告があったという形で介入したいということをおっしゃるんです。先ほどの話とは違うと思うんですけれども、どこからという匿名性というのはそこで担保されないんです。そういう事情も実はあるということ、やはりお話ししておきたいと思います。

以上です。

○松原部会長 ほかにはいかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 第3章の2の提言②の東京ルールの関係ですけれども、適切な運用のための相談対応ガイドラインを策定するというお話がございます。基本はこれで結構だとは思いますが、東京ルールそのものの見直しと申しますか、そういったところについても、少なくとも可能性としては盛り込んでおく必要があるのではないかと思います。

私は個人的には骨格は問題がないと思っていますけれども、やはりよく読んでみますと、やや柔軟性に欠けるようなところもあるように思いますので、その辺りは是非、子供家庭支援センターの意見も聞きながら、修正すべきは修正するということは明らかにしていただく必要があるのではないかと。もう東京ルールは曲げません、ただ、あとはガイドラインでやりますというのでは、ちょっと納得をいただけるかという不安があります。

○松原部会長 事務局もうなずいていらっしゃるので、大丈夫だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○柏女副部会長 第3章の1の提言③ですけれども、虐待防止支援プランと書いてあります。これはまだ余り具体的ではないんです。できれば子供家庭支援センターで幾つかモデル事業か何かは是非してみるといいのではないかと思います。これはケアプランを立てていくという話だと思うので、実質的にはかなりやり得るのではないかと思いますし、有効ではないかと思っていますので、石川県でも実践例があるので、割と有効な支援方法だと思います。親が協力してくれなければなかなか難しいところもありますけれども、いいことだと思うので、モデル事業としてやっていけるといいかと思っています。

今の関連で、共有ガイドラインをつくることは大事なことなんです、その共有ガイドラインに基づいて、各区市町村の子供家庭支援センターが虐待防止の対応マニュアルを作成するというのが大事だと思うのです。これはつくっているところもあればつくっていないところもあるし、つくっているところも東京ルールとは全く関係なくつくっていたりしているわけです。これは東京ルールというか、それを替えることも含めて、ガイドラインに基づいてマニュアルをつくっていただければ、東京都のマニュアルとしっかりと整合性が取れるのではないかと思いますので、そこまでいくことが大事なのかと、共有ガイドラインをつくるだけではなくて、それ

を受けて区市町村がマニュアルをつくるということが大事なのかと思っています。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。全体の項目出しは今日が最後になりますので、是非いろいろ御意見を伺いたいです。

柏女副部会長、どうぞ。

○柏女副部会長 これは際物かもしれないのですが、多摩市さんが行っている特定妊婦チームの入口のところですか。医療機関から妊娠届を市の方に出していく。そして、母子健康手帳を取りに来ない人につき合わせるということがありましたね。そこは勿論すごく素敵というか、多摩市さんがやっていらっしゃるようです。こういうものを全都に広げていくとか、その辺のところまでは今回は提言としては考えないんですか。

○西尾家庭支援課長 いろいろ工夫をもって、もう既に各自治体さんでやっていらっしゃることはありますが、1つ考えているのは、いろいろ先駆的事例をこの場に来ていただいてお話をさせていただいているということで、これは例えばコラムのような形で紹介をさせていただいて、多摩市さんのこのところも非常に素晴らしい取組みで、是非ともほかの自治体さんでもやっていただきたいという形で盛り込めればどうかと考えております。

○柏女副部会長 わかりました。そういうレベルで取り上げるということですね。

これは一応条例との関係に関係してくるので、条例がどうなるかで、意見はまたそのときに申し上げたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

犬塚先生、何かございますか。

○犬塚委員 ちょっと考えがまとまらなくて発言ができなかったのですが、ここに挙げられているものはもう皆さんがおっしゃるように、すべて必要なことだと思うのですが、今田委員からの発言もありましたように、最近はいろいろな努力で割と早い時期に虐待が発見されるようになってきていると思います。関係機関の方々も勿論ですが、一般の方々の意識も高くなってきています。ですから、すぐに強制的介入が必要ではないが、でも援助は必要だということの辺りで周りが気づいて、対策が必要となる。児童相談所に、あるいは子供家庭支援センターにそういうケースが増えてきているんだろうと思います。

そういう御家庭に対してどういう支援をするのかということで、援助してくださいという協力的な御家庭は今までも対応できていたのではないかと思います。協力的ではないので介入的手法も必要かもしれないけれども、強制ではないやり方で家族の協力を引き出しながら援助する方法が必要だと思います。

虐待の援助の目的は、子供が健やかに育つということで、可能であれば家庭で健やかに育つように援助するということだと思うので、その点で見相の方の対応というのは、通告がほしい

というのはいいとして、その後の対応の仕方がどうしても介入の方に傾きがちです。そういう役割を児相が求められているということもあるのですが、どういう状況で虐待が起こっているのかとか、どういう援助をしたらよりこの子供が適切に育っていくのかという視点よりもどう介入したらいいのかという対応に傾きがちです。実際にそれほど重くはないケースも、ここに挙げられている虐待防止支援プランはとても重要だと思うのですが、ここのところが、児相がきちんとできないと、結局その家族を追い詰めるということになりがちです。児相の介入の仕方が、親を援助するとか、御家族を援助するとか、子供が適切に育つように援助するというよりは、虐待を認めさせるとかに偏ってしまっていて、何が家族に必要なのか、何でこういうことが起こっているのかというアセスメントが不十分なために、児相が介入したことが適切な支援になっていない場合を、私は最近よく経験します。

親が、その家族が子育てをする中で、一体どうして虐待が起きてしまっているのかということが一番のアセスメントの基本だと思うんですが、そこはとても複雑です。家族の病理にはさまざまなことが重なっているのので、そこを見極めるのは非常に困難なことだと思うし、そこにいろいろな視点が必要で、医療の視点も必要ですし、心理の視点やさまざまな視点が必要で、そのアセスメントの力を徐々につけていくにはどういった研修が必要なのかということを考えなければいけないと思います。ここに挙げられているものは勿論必要なことだと思うのですが、ただ、今、集中的に短期間で研修を行うということの弊害もあると思うんですが、結局対応のこの時点では何をしなければいけないという、やらなければいけないことがすごく増えていますね。これをチェックしなければいけないとか、そちらに流れがちで、一番の基本のアセスメントに基づいたソーシャルワークが見落とされがちなのがあるのかと思います。

ですから、虐待しているということをはほとんど親が意識できていない否認している段階で、介入するしかないようなケースだけではないので、子供家庭支援センターが児相に研修に行くのもすごく重要だと思うのですが、反対に児相の方から子供家庭支援センターに研修に行くと、親子が分離するのではないような、家族に対してどういう支援をしたら、より子供が適切に育つような環境になるのか、親の養育能力が高まるのかということについて学ぶ研修も必要ではないかと思っています。なぜ虐待の対応をしているのか、何のために虐待問題を抱えている家族の支援をしているのかというところの基本を、もう少し確認できるような研修が必要ではないかと今、思っています。

○松原部会長 ありがとうございます。

研修の中身のことで非常に示唆に富んだ御意見だったと思います。

ほかにはいかがですか。

高田委員、どうぞ。

○高田委員 加害者のケアについては以前も申し上げたことがあるのですが、関西のN

POで加害者のケアをしているところがありまして、MY TREE ペアレンツ・プログラムというものなんです。虐待をしてしまう親に対して半年間にわたって、週1回とか2週間に1回グループワークでケアをしていくんですけれども、決していい親になるための講習とか、虐待したことを認めなさいということではなくて、まずはあなたの心を癒して、虐待しないようになるために健全な心を取り戻しましょうみたいなケアなんです。大阪の場合は市と府から助成が出て運営をしているそうなんです。

初めは児相に言われてしぶしぶ来ていたお母さんたちも、そのプログラムが終わるころには本当にすごく考え方が変わって、怒りのコントロールを学んで、その後も子供もたたかないで済むようになりましてと言うお母さんがとても多いようなので、そういったNPOとかと連携をして、加害者が子供を虐待しなくなるような仕組みみたいなものをもっとあったらいいのと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

3章の1の③で、民間団体の多様な支援体制の促進というのが挙がっていて、ケアプランをつくるにしても、社会的な資源が豊富でなければプランというのはつくれませんので、是非そういう在宅支援のメニューの充実というところに、今の高田委員のような具体例も少し調べられたら調べて、紹介しつつ提言の中に入れられたらと思います。

武藤委員、何かございますか。

○武藤委員 特にありません。

○松原部会長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

○柏女副部会長 何度も済みません。

市町村の子供家庭支援センター、要対協の事務局をしていることが多いのではないかと思います。その台帳管理のシステムですね。つまり、実務者会議でどんなふうにしてチェックしているかということ、統計で何かお調べいただいたことはあるんですが、具体的にどういう様式で、どういう形でやっていて、どういうふうにそれを見ているのか。つまり、実務者という人たちが、そこに私たち専門家が入っていないとまずいと思うんですけれども、そのシステムでモデル的なものを示せるもの、例えばどこかの自治体ではかなりモデル的にやっているとかというのがあれば、そういうものも示していった方がいいのではないかと思います。

今、もうかなり実務者会議のところは千差万別になっていて、前にもちょっと言いましたけれども、東京の場合は実務者会議は余り議論していなくて、児相と子家センの台帳管理というのか打合せが中心になっていたりして、ほかに関係者が余り入っていないとか、実務者会議自体は研修会みたいなことばかりやっているとかいうところもあったりして、統一はとれていな

いような気がしているので、このところの台帳管理システムがすごく大事だと思うんです。

うまく言えなくて申し訳ないのですが、どう事業化していったらいいのかがわからないもので。

○西尾家庭支援課長 いろいろなやり方を各自治体はやっていると思うのですが、もしそうしたモデル的に有効なものがあれば、それは例えば先ほどから何度もありますけれども、ガイドラインのところで、こういったモデル的なものは有効だということを示していくとか、それは考えられるのではないのでしょうか。

○柏女副部長 わかりました。

○上川児童福祉相談専門課長 あと、よろしいですか。

台帳については一応基本的な様式を示して、子家センの方が共有された項目でやっているかと思っております。

○柏女副部長 それは区市町村全部の子家センですか。

○上川児童福祉相談専門課長 大体そうです。

最初に進行管理の部分でお示した様式というのがあるかと思います。

○柏女副部長 様式はいいのですが、そこに進行を記録していくプロセスです。つまり、保健士さんが何月何日の何時何分に訪問したけれども、会えなくて名刺を置いてきたとか、それを書いたら次の別の人が行ったときにそこにまた書いて、それがずっと時系列で並んでいる台帳になっていますかね。

○上川児童福祉相談専門課長 そうですね。児童台帳的な取扱いについては、各子家センでばらばらかと思えます。

○柏女副部長 そこはばらばらですね。ですから、そこがきちんと合っていないと、例えば1か月会えていないねとか、3回連絡を取っているけれども1か月会えてないねというのは、そうやって書いていないと絶対実務者の人たちは見てもわからないですね。そこが見えないと見落としてしまうのではないかと思うので、それを何かモデル的にみんなが、区市町村全体が合わせられればと思っています。

○松原部長 ここら辺りと、実務者会議はやや研修会的なものも多くて、伺うととても関係者全部は集められなくて、そういう部分の進行管理は個別ケース検討会でやっていますというお話も聞くので、その整理を少ししないと、今までの死亡事例でもお互いの情報が共有されていなくて、これをその進行管理で共有していれば、お互いの心配が共有できたねということがかなり出てきていますので、そこは具体的にやり方を考えるなり、うまくいっているところがあれば、是非その紹介をして推奨するということはしたいと思います。

ほかにはいかがですか。

網野委員、どうぞ。

○網野委員 済みません、一言だけ。

用語についてなんですが、先ほど犬塚委員がお話しされたことと非常に関係するかと思うのですが、資料4の例えば趣旨の中で専門的スキルをどんどん向上させる、身につける、さまざまな相談援助のスキルを習得していくということが、先ほどのお話を具体的に見た場合に、やはりそういう側面で見るとあると思うんですが、この資料4の上のタイトルの下の課題のところ、そのようなことはケースワークへの対応力向上ではなくて、ケースワークによる対応力向上という趣旨の方が明瞭ではないかと思うのですが、どうなんでしょうか。用語としてそのようにしていただいた方がいいかもしれません。

○松原部会長 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

ほかに御意見がなければ、今後のスケジュール等の確認の方に移っていきますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原部会長 それでは、事務局の方から今後の予定等をお願いします。

○西尾家庭支援課長 次回でございますが、第8回でございます。8月の開催を予定しております。今、日程の調整中でございます。このときに、先ほど部会長からもありましたが、ある程度具体的な文言をお示しする段階にしたいと思います。

これについては開催の前に、事前に案の方を皆様方にお示しをしていただいて、効率的に第8回の議論をしていただくよう努めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○松原部会長 そういうことで、メール等で事前に案文を送っていただけるようですが、それぞれコメント・修正を付け加えていただいて、事務局でそれを踏まえて、いつものように見え消しみたいな形で、ここはこうなりましたというものを示していただいて、最終的に議論をして確定をしてまいりたいと思います。

それでは、本日の第7回専門部会はこれで終了とさせていただきます。遅い時間までありがとうございました。

